

個別規程 IIJ DDoS プロテクションサービス

令和6年3月1日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(品目)

IIJ DDoS プロテクションサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目区分	品目	内容
I	タイプ S	DDoS 対策装置(当社の仕様により DDoS 攻撃通信の識別及び防御を行うものとして当社のネットワーク内に設置する共用型の機器をいいます。以下この個別規程において同じとします。)及び当社のネットワーク接続装置、並びに指定装置(契約者の建物内に設置する当社が貸与するネットワーク接続装置をいいます。以下この個別規程において同じとします。)により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符号伝送量が 200 メガビット/秒以上である IIJ DDoS プロテクションサービス
	タイプ A	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置、並びに指定装置により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符号伝送量が 200 メガビット/秒未満である IIJ DDoS プロテクションサービス
	タイプ B	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置、並びに指定装置により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符

		号伝送量が 100 メガビット/秒未満である IIJ DDoS プロテクションサービス
II	タイプ E	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符号伝送量が最大 500 メガビット/秒(DDoS 対策装置による緩和措置後の通信とします。)までとする、監視対象の IP アドレスの空間の大きさに制限がない IIJ DDoS プロテクションサービス
	タイプ X	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符号伝送量が最大 1 ギガビット/秒(DDoS 対策装置による緩和措置後の通信とします。)までとする、監視対象の IP アドレスの空間の大きさに制限がない IIJ DDoS プロテクションサービス
	タイプ P	タイプ X の内容に加え、インシデント発生時に、当社が定める運用体制をもって対応する等の付加機能を提供するもの
	タイプ D	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置により構成するものであって、DDoS 対策装置による緩和措置を行わない、IIJ DDoS プロテクションサービス
III	タイプ W	DDoS 対策装置及び当社のネットワーク接続装置、並びに指定装置により構成するものであって、監視するインターネットプロトコルによるインターネット網との通信の符号伝送量が 100 メガビット/秒未満である、当社が提供する IIJ Web

		ハイグレード 2 サービスに対応した IIJ DDoS プロテクションサービス
	タイプ V	監視状況等の運用状況に関する月次レポートを契約者に対し送付するものであって、当社が提供する DDoS プロテクション連携オプションに係る IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス
	タイプ M	タイプをタイプ X、タイプ P 又はタイプ D とする IIJ DDoS プロテクションサービスに対し、当社が別途仕様に定める監視対象のポリシーを追加する IIJ DDoS プロテクションサービス

第 2 条(最低利用期間)

IIJ DDoS プロテクションサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ DDoS プロテクションサービス契約」といいます。)における最低利用期間は、以下のとおりとし、その起算日は、課金開始日とします。

- (1) 品目をタイプ S、タイプ A、タイプ B、タイプ E、タイプ X、タイプ P、タイプ D、タイプ W 及びタイプ M とする IIJ DDoS プロテクションサービスにあつては 1 年
- (2) 品目をタイプ V とする IIJ DDoS プロテクションサービスにあつては 1 ヶ月

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条(契約内容の変更)の規定に基づく品目の変更があつた場合には、新たに 1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

第 3 条(利用資格)

IIJ DDoS プロテクションサービスを利用するには、当該サービスの品目に応じて、次の各号に定める当社が提供するサービス(以下この個別規程において、「指定サービス」といいます。)の契約者である必要があります。

- (1) 区分を I 又は II とする場合にあつては、インターネット接続サービス又はその他当社が指定する当社が提供するサービス
- (2) 品目をタイプ W とする場合にあつては、IIJ Web ハイグレード 2 サービス
- (3) 品目をタイプ V とする場合にあつては、DDoS プロテクション連携オプションに係る IIJ GIO コンテンツアクセラレーションサービス

- (4) 品目をタイプ M とする場合にあっては、品目をタイプ X、タイプ P 又はタイプ D とする IIJ DDoS プロテクションサービス

第 4 条(利用条件)

品目区分を I とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約者及び品目をレンタル有とするトンネルルータオプションの利用者(以下あわせてこの個別規程において、「指定品目の契約者」といいます。)は、IIJ DDoS プロテクションサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) 指定装置を設置する場所、電源、指定装置に接続するケーブルの用意

2 品目区分を II とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約者は、当社が別途定める環境条件を満たす必要があります。

3 前 2 項に定める事項を指定品目の契約者又は品目区分を II とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約者が行っていない場合には、IIJ DDoS プロテクションサービスを提供することができないことがあります。当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第 5 条(対象 IP アドレスの指定)

IIJ DDoS プロテクションサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 品目をタイプ S、タイプ A、タイプ B、タイプ E、タイプ X、タイプ P、タイプ D 及びタイプ M とする IIJ DDoS プロテクションサービスにおいて使用する IP アドレスは当該サービスの契約者が指定するものとし、品目をタイプ W 及びタイプ V とする IIJ DDoS プロテクションサービスにおいて使用する IP アドレスは当社が指定するものとします。

3 契約者が前項に基づき指定する IP アドレスの空間の大きさは、品目区分を II とする場合を除き、別途当社が定める範囲である必要があります。

第 6 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ DDoS プロテクションサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(但し、次の変更に限ります。)
- (i)タイプ B からタイプ A 又はタイプ S への変更
 - (ii)タイプ A からタイプ S への変更
 - (iii)品目区分 I とする品目から品目区分 II とする品目への変更
 - (iv)タイプ D からタイプ E、タイプ X 又はタイプ P への変更
 - (v)タイプ E からタイプ M への変更
 - (vi)タイプ X からタイプ P への変更
- (2) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第7条(機器の管理)

指定品目の契約者は、指定装置につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、指定装置の停止、移動、取り外し、変更、分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、その他 IIJ DDoS プロテクションサービスの利用の目的以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、指定装置について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) 日本国外で指定装置を使用しないこと
- (4) 指定装置を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 前項の規定に違反して指定装置を亡失し又は毀損したときは、当該指定装置の回復又は修理に要する費用は、指定品目の契約者が負担するものとします。

3 IIJ DDoS プロテクションサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合には、指定品目の契約者は、当該契約の終了日から 30 日以内に指定装置を当社に返還するものとします。

第8条(故障が生じた場合の措置)

指定品目の契約者は、指定装置に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに、当社の指示があった場合は当該指定装置を当社に返還するものとします。

2 前項の通知があったときは、当社の社員又は当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該指定装置の修理又は交換を行うものとします。ただし、当該故障が軽微なものである場合には、当社の指示に従い、指定品目の契約者に対応していただくことがあります。

3 第1項の故障が指定品目の契約者の責に帰すべき事由により生じたとき、又は前項の調査の結果指定装置に故障がないことが明らかとなったときは、指定品目の契約者は、当社に対し、別紙1の3.(2)に定める金額を支払うものとします。

第9条(亡失品に関する措置)

指定品目の契約者は、指定装置を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

2 当社は、亡失品(第7条(機器の管理)第3項に定める返還がなかった場合の当該指定装置を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により指定品目の契約者に請求するものとし、指定品目の契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

- (1) 指定品目の契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、指定品目の契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。
- (2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。
- (3) 亡失品についても、指定品目の契約者は、第7条(機器の管理)第1項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

第10条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ DDoS プロテクションサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) 保護対象増設オプション

品目区分を I とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、IIJ DDoS プロテクションサービスの防御対象とする IP アドレス数を当社が指定する数まで増加することができるものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(2) 常時防御オプション

品目区分を I 並びに品目をタイプ E 及びタイプ M(タイプ X 又はタイプ P とする IIJ DDoS プロテクションサービスに係るものとします。)とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、DDoS 攻撃通信の検知の有無にかかわらず、防御機能を常時適用することができるものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(3) 現地作業オプション

品目区分を I とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、契約者の建物内への指定装置の設置について当社が行うものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス。現地作業オプションには、当社の営業時間に基づき、営業時間内及び営業時間外の種別があります。

(4) 営業時間外作業オプション

品目区分を I 若しくは III とする、又は、品目をタイプ E とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、当社が定める時間において当社がネットワークを利用して指定装置の設定を行うものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(5) 再エージングオプション

品目区分を I とする、又は、品目をタイプ E 若しくはタイプ M とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、監視するトラフィックを再学習して DDoS 対策装置への監視閾値設定の推奨値等に関するレポートを送付するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(6) 帯域拡張オプション

品目をタイプ E、タイプ X 又はタイプ P とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、500 メガビット/秒単位で防御対象の帯域を拡張するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(7) 拡張サポートオプション

品目区分を I とする、又は、品目をタイプ E、タイプ D 若しくはタイプ X とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、運用サポートの対応時間を拡張するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(8) デュアルスタックオプション

品目区分を I とする、又は、品目をタイプ E、タイプ M 若しくはタイプ V とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、当該サービスの防御対象とする IP アドレスとして IPv4 アドレスと IPv6 アドレスの双方を設定可能とするものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(9) マルチ ISP 対応オプション

品目区分を II とする IIJ DDoS プロテクションサービスで、かつ、第 3 条(利用資格)第 1 項第 1 号に定める指定サービスと他の事業者が提供するインターネットの接続サービスとでマルチホーム構成をとる契約に対し、他の事業者が提供するインターネット接続に関するサービスのネットワークを経由する DDoS 攻撃の検知及び防御機能を提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス

(10) トンネルルータオプション

品目をタイプ E、タイプ X 又はタイプ P とする IIJ DDoS プロテクションサービスの契約に対し、DDoS 対策装置による緩和措置後の通信を当社のネットワーク接続装置及び指定装置により構成される通信経路上で転送するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するオプションサービス。トンネルルータオプションには「レンタル有」と「レンタル無」の品目があります。

3 保護対象増設オプション、帯域拡張オプション又はデュアルスタックオプションの利用における最低利用期間は 1 ヶ月、常時防御オプション、拡張サポートオプション、マルチ ISP 対応オプション又は品目をレンタル有とするトンネルルータオプションの利用における最低利用期間は 1 年とし、その起算日は、それぞれのオプションサービスの課金開始日とします。品目をレンタル無とするトンネルルータオプションの利用における最低利用期間はありません。

4 品目をレンタル有とするトンネルルータオプションの利用者は、当該オプションにおいて当社が貸与する指定装置の機器種別(別途当社が定める範囲とします。)の変更を請求することができるものとします。前項の規定にかかわらず、当該変更があった場合には、新たに 1 年間の最低利用期間が設定されるものとします。

5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 11 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ DDoS プロテクションサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

2 指定サービスに係る契約が解除された場合には、IIJ DDoS プロテクションサービスに係る契約は解除されます。

第 12 条(料金)

契約者が、IIJ DDoS プロテクションサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ DDoS プロテクションサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 13 条(最低利用期間内解除調定)

IIJ DDoS プロテクションサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

2 オプションサービスがその最低利用期間の経過する日前に終了した場合には、契約者は別紙 2 に定める金額を支払うものとします。

第 14 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ DDoS プロテクションサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJ DDoS プロテクションサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 15 条(機能の制限及び保証の限定)

IIJ DDoS プロテクションサービスに関し当社が設置する電気通信設備に著しい支障が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、IIJ DDoS プロテクションサービス機能の一部が制限される場合があります。

2 IIJ DDoS プロテクションサービスは、指定サービス及び契約者が正常と認識する通信に対して影響を及ぼす場合があります。

3 IIJ DDoS プロテクションサービスは、対象ネットワークへの DDoS 攻撃を全て検知し制御すること及び DDoS 攻撃が発生しないことを保証するものではありません。

4 前項に定めるものの他、対象ネットワークへの DDoS 攻撃の検知及び制御機能が、完全性、正確性、契約者への利用目的への適合性を有していることについて保証するものではありません。

附則

平成 24 年 1 月 1 日施行

この契約約款は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

平成 24 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

平成 28 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

平成 28 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

平成 29 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 5 月 1 日から実施します。

平成 30 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和2年4月1日変更

この契約約款は、令和2年4月1日から実施します。

令和2年12月1日変更

この契約約款は、令和2年12月1日から実施します。

令和3年4月1日変更

この契約約款は、令和3年4月1日から実施します。

令和5年4月1日変更

この契約約款は、令和5年4月1日から実施します。

令和5年7月1日変更

この契約約款は、令和5年7月1日から実施します。

令和6年3月1日変更

この契約約款は、令和6年3月1日から実施します。

別紙 1 IIJ DDoS プロテクションサービスにおける料金等 [第 12 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

品目	料金
タイプ S	当社が別途契約者に示す金額
タイプ A	当社が別途契約者に示す金額
タイプ B	当社が別途契約者に示す金額
タイプ E	当社が別途契約者に示す金額
タイプ X	当社が別途契約者に示す金額
タイプ P	当社が別途契約者に示す金額
タイプ D	当社が別途契約者に示す金額
タイプ W	当社が別途契約者に示す金額
タイプ V	当社が別途契約者に示す金額
タイプ M	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

保護対象増設オプション、常時防御オプション、現地作業オプション、営業時間外作業オプション、再エージングオプション、帯域拡張オプション、拡張サポートオプション、デュアルスタックオプション、マルチ ISP 対応オプション及びトンネルルータオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本料金

品目	料金
タイプ S	当社が別途契約者に示す金額
タイプ A	当社が別途契約者に示す金額
タイプ B	当社が別途契約者に示す金額
タイプ E	当社が別途契約者に示す金額
タイプ X	当社が別途契約者に示す金額
タイプ P	当社が別途契約者に示す金額
タイプ D	当社が別途契約者に示す金額
タイプ W	当社が別途契約者に示す金額

タイプ V	当社が別途契約者に示す金額
タイプ M	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

保護対象増設オプション、常時防御オプション、帯域拡張オプション、拡張サポートオプション、デュアルスタックオプション、マルチ ISP 対応オプション及びトンネルルータオプションの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

(1) 第 6 条(契約内容の変更)第 1 項第 1 号に基づく品目の変更にあつては、一変更につき品目変更手数料として当社が別途契約者に示す金額

(2) 第 8 条(故障が生じた場合の措置)第 3 項に基づく指定装置の故障等にあつては、当社が別途指定品目の契約者に示す金額

(3) 第 9 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく亡失負担金にあつては、当社が別途指定品目の契約者に示す金額

(4) 第 10 条(オプションサービス)第 2 項第 9 号に定めるマルチ ISP 対応オプションにおいて、監視対象ルータ数を変更する場合にあつては、変更手数料として当社が別途契約者に示す金額

(5) 第 10 条(オプションサービス)第 4 項に定める品目をレンタル有とするトンネルルータオプションの機器種別変更にあつては、変更手数料として当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 13 条関係]

1 第 13 条第 1 項関係

IIJ DDoS プロテクションサービスの品目に応じ、第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

2 第 13 条第 2 項関係

第 10 条(オプションサービス)第 3 項及び 4 項の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2.月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 14 条関係]

利用不能時の減額 (第 14 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。